

# いじめ防止対策基本方針・千葉県立土気高等学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という）第十三条及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号（以下、「条例」という）第十二条により、千葉県立土気高等学校（以下、「本校」という）のすべての生徒が、安心して学習その他の活動に取り組み、充実した学校生活をおくることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。なお、本方針は、本校関係者から聴取した意見を参考に、本校教職員の審議を経て校長が策定するものである。

## 1 いじめの定義について

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係にある者から心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめによる「重大事態」とは、いじめにより生徒の生命、心身もしくは財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいう。

## 2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対するいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うものとする。

- (1) いじめの防止等のための対策は、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- (2) いじめの防止等のための対策は、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめの傍観者となることがないように「学校の中にいじめを許容しない雰囲気」を醸成することことを目的として行う。
- (3) いじめへの対処にあたっては、組織として対応するとともに、家庭、教育委員会等と連絡を密にし、必要に応じて関係機関とも速やかに連携を図る。
- (4) いじめへの対処にあたっては、法を遵守し、正確に丁寧な説明を行い隠蔽や虚偽の説明を行わない。

## 3 いじめ防止等の対策のための組織

法第二十二條の定めにより、校内にいじめの防止等の対策のため「いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という）」を設置する。

### (1) 委員会の構成

委員会は次の7名 校長（1）・教頭（1）・生徒指導主事（1）・各学年主任（3）・生徒指導部いじめ担当（1）で構成する。なお、いじめへの対処にあたっては、クラス担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の関係職員を委員に加えることができる。

### (2) 委員会の役割

- ア 本方針に基づきいじめへの対処
- イ 本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証と修正
- ウ いじめの早期発見のための相談・通報の窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- オ いじめの疑いに対する情報の迅速な収集と共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的対応の指揮
- カ 本方針の点検と見直し

## 4 いじめの予防のための取組

### (1) 生徒への指導

- ア 道徳を学ぶ時間やLHR、学校行事、生徒会活動等での取組を充実させ、生徒自身にいじめや人権に関する問題を主体的かつ真剣に考えさせる。

- イ 生徒の人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成のため、対話的学習活動の充実を図る。
- ウ P T Aの会合や家庭への配布文書等により、いじめ被害にあっている生徒の変化の特徴等を伝えるなど、保護者の意識の啓発に努める。

## (2) 法教育指導

- ア 総合的な学習の時間に「携帯・ネット安全教室（全学年）」を実施、「DVD等の教材の視聴（1学年）」等の学習を行い、人権侵害への理解を深める。

## (3) 教職員の資質の向上

- ア 人権、教育相談、生徒理解等の研修を計画的に実施し、いじめの防止、早期発見等の対応力を高める。
- イ 差別的な発言や生徒を傷つける発言が体罰やいじめを助長することを認識し、職員全員で暴力や暴言を排除する。
- ウ 授業やL H R、学校行事等学校生活の全ての場面で、生徒一人一人を尊重し、生徒の自己存在感、自己有用感を高める指導を行う。
- エ 部活動指導では、過度の競争意識や成果主義にとらわれず、生徒の主体的運営を支援する。

## (4) 地域との連携

- ア 開かれた学校づくり委員会等を通して、通学時等の学校外の生徒の様子を把握し、問題の把握に努める。
- イ 保育所や自治会、地域などの活動に生徒たちを参加させることにより、人と人とのつながりの中で人としての在り方を学ばせ、豊かな心を育む。

# 5 いじめの早期発見・早期対応のための取組

## (1) いじめに関する定期的な調査の実施

- ア 生徒指導部によるアンケート調査を10月に実施する。
- イ 特定のケースに関しては、該当する学級・学年に限定した書き取りまたは聞き取り調査を実施する。
- ウ 各学期(4月・9月・1月)に、全学級で担任が個人面談を実施する。
- エ 保護者面談週間(6月・11月)の機会をとおして保護者との連携を深め情報収集に努める。

## (2) 教育相談の活用

- ア 日常の生徒観察に加え、学校生活アンケートの結果を受けた面談等に積極的に取り組み、生徒の困り感やいじめの早期発見に努める。
- イ 保健室への来室や相談の状況から、いじめの早期発見に努める。
- ウ スクールカウンセラーとの連携により、いじめ等の早期発見に努める。
- エ 年間を通して定期的に生徒情報交換会を開催し、生徒情報の集約・共有を図ることでいじめ等の早期発見に努める。

## (3) ホームルーム活動

- ア 各担任は、平素から家庭と連携して生徒の動静の把握に努め、些細な生活上の変化も見逃さず、その様子を記録して経過観察を続ける。
- イ 当該生徒への確実な「見守り体制」を構築する。
- ウ 保護者と定期的な連絡や面談を行い情報交換するとともに、連絡手段に関しても合わせて確認をする。
- エ 問題を当該担任が一人で抱えず、組織的な対応ができるよう配慮する。

## (4) 啓発文章配布

- インターネット・SNS等を通じたいじめ等については、必要な啓発活動を生徒・保護者に行う。毎年度9月に学校が作成した文書(スマートフォン・携帯電話・パソコン等の使用について(お願い))を配布し理解を求める。

## (5) いじめの相談体制

- ア 教育相談(スクールカウンセラー)の申し込み方法を保護者及び生徒へ周知する。
- イ いじめ防止委員会の構成員と執務場所を校内に掲示する。
- ウ 日頃から、相談しやすい雰囲気の醸成に努める。
- エ 相談窓口について、定期的に保護者と生徒へ周知する。長期休業前の生徒心得に関する文書等を発行する。

## (6) 通報窓口

- ア 校内における通報窓口は教頭とする。

- 電話 043-294-0014  
イ 校外における相談窓口は千葉県子どもと親のサポートセンターとする。  
24時間いじめ電話相談 0120-415-446

## 6 いじめ等発生時の具体的対応手順

### (1) 報告（教職員による発見）

いじめ等が疑われる事案を発見した教職員は、次のとおり第一報を報告する。

発見者 → 担任・学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭 → 校長

### (2) 報告（通報による発覚）

教頭は、いじめ等について、校内・校外から直接通報を受けたときは、校長に第一報を報告する。

### (3) 委員会の招集

校長（教頭）は、第一報を受け直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集し、以下の内容について協議の上、速やかに具体的な事実を確認する。

ア 現状の把握及び、早急に講じるべき被害生徒の保護の方法

イ 事実の確認方法、確認にあたる職員及びその手順

ウ 関係外部機関との連携の必要性

### (4) 事実確認

事実確認については、被害者の生命と心身の保護を第一に、次のとおり行う。

ア 被害生徒及びその保護者への事情の聞き取りは、その心情の理解を第一とし、不安な点を聞き取り、可能なかぎり対応策を示すなど、生徒保護者が安心して学校生活を継続できるように努める。

イ 加害生徒及びその保護者への事情の聞き取りは、どのような事実があったのかを正確に、具体的に聞き取ることに注力する。

ウ 生徒への事情の聞き取りは、複数の職員により、生徒一人ずつ個別に行う。聞き取りは、行う言動に注意し時間や場所に配慮して行う。生徒の人権に十分配慮する。また、聞き取りの際は記録を作成し、記録は教頭が保管する。

エ 事実の正確な把握のため、必要に応じて生徒対象のアンケートを実施する。

オ 被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者のいずれに対しても、事情の聞き取りの後に、学校が行った事実確認の結果を正確に伝え了解を得る。

### (5) 事後対応

「いじめ防止対策委員会」は、事実確認の後以下の事項について対応を協議し、関係職員に対応を求める。

ア 被害生徒の今後の学校生活への支援方法と保護者との連携について、補習等の学習支援や、スクールカウンセラーとの連携等による生活支援など、生徒が不安を感じず円滑に学習活動を継続できるよう手立てすること。

イ 加害生徒への指導について、特別指導が必要と判断する場合は、生徒指導部にその旨通知し、内規に従って指導すること。また、事後に加害生徒が被害生徒や通報者に圧力をかけるなどさらに不適切な行動を起こすことのないよう、指導方法や指導に当たる教職員等について十分検討し、被害生徒の保護に努めること。

ウ いじめが発生した場に他の生徒がおり、いじめを「放置した」状況があると考えられる時は、他の生徒たちに対して「いじめを認知しながら放置する」ことの問題性を考えさせる指導を行うこと。

### (6) 重大事態への対応

校長は、第一報及び事実確認の結果から法第二十八条に定めるいじめによる重大事態が発生している疑いがあると判断した場合は、直ちに県教育委員会に報告する。また、暴力行為や反社会的行為があると判断した場合は、速やかに警察等関係機関（千葉南警察署）に通報する。事後は関係各機関の指導、助言をふまえて委員会に指示し対応にあたる。

学校安全保健課 学校危機管理担当 043-223-4090

千葉南警察署 043-291-0110

## 7 公表・点検・評価

(1) この基本方針は、ホームページにおいて公表する。

(2) いじめ問題への取り組み状況は学校評価において定期的に点検し、見直しを行う。

平成30年5月10日改定